

瀬戸内高速道路 利用協同組合

MONTHLY SETOUCHI

2025年2月18日発行



ETCカード年間手数料について

4月1日時点で組合員様が保有されます ETC カードには、年間手数料が必要となります。現在お手元にある ETC カードでご利用の無い不要なカードは、3月27日(木)までに当組合へ到着しますよう、ご返却をお願いいたします。

コーポレートカード: ¥629/枚 マイレージカード: ¥550/枚



新たに ETC 専用入口を拡大

首都高速道路

ETC 専用入口を拡大する事により、2025年5月下旬から通行止めを伴う料金所のリニューアル工事が順次開始されます。2025年度には新たに55箇所+現在35箇所(累計90箇所)がETC専用になります。

工事期間(箇所別)等の詳細は後日改めてWEBでお知らせがあります。

ETC専用の料金所位置図

料金所	
都心環状線	宝町、汐留、芝公園(内)(外)、飯倉、代官町、神田橋(内)(外)、霞が関(内)(外)、北上野[入谷]、上野
1号上野線	
1号羽田線	芝浦(上)(下)、勝島、錦ヶ森、空港西
2号目黒線	天現寺
3号渋谷線	高樹町、池尻、三軒茶屋
4号新宿線	代々木、永福(上)(下)、新宿、初台、幡ヶ谷
5号池袋線	西神田、飯田橋、北池袋、板橋本町(上)(下)、一ツ橋、護国寺
6号向島線	浜町、駒形、向島(上)(下)、堀通(上)(下)
6号三郷線	加平(南)(北)
9号深川線	福住、木場
10号晴海線	豊洲、晴海
中央環状線	王子北、王子南、小菅、千住新橋(内)(外)、扇大橋(内)(外)、船場橋、中野長者橋、西池袋、中環大井南、富ヶ谷、初台南、地野川、高松、四つ木(内)(外)、清新町
川口線	鹿浜橋(上)(下)、足立入谷、加賀、安行
埼玉新都心線	新都心(上)(下)、さいたま見沼
埼玉大宮線	浦和北、浦和南(上)
鴻巣線	鴻巣環八、臨海副都心、新木場(西)(東)、大井、三溪園、磯子
神奈川1号横浜線	横浜駅東口
神奈川3号狩場線	石川町、永田、新山下(上)(下)
神奈川6号川崎線	殿町
神奈川7号横浜北線	新横浜(上)(下)、馬場

出雲 IC~出雲多伎 IC 間延長8.9Km 令和7年3月2日(日)開通

【E9】出雲(いずも)・湖陵(こりょう)道路(延長4.4km)と湖陵・多伎(たき)道路(延長4.5km)の延長8.9kmについて、令和7年3月2日(日)に開通します。

これにより高速道路が鳥取県境~石見福光(いわみふくみつ)IC(大田市温泉津町(おおだしゆのつちょう))まで連続して通行することが可能となります。

開通に先立ち、新たに設けるインターチェンジ(IC)の名称 出雲湖陵(いずもこりょう)が正式に決定いたしました。

【雑感】2月は大雪波到来で大雪の影響があり、高速道路で通行止め、チェーン規制、冬用タイヤ規制があり、天候に懸念する月になりました。

大口・多頻度割引の割引延長

令和8年3月迄

マンスリー12月号にも、掲載致しました大口・多頻度割引の割引率の延長(令和8年3月末)が、NEXCO 西日本でWEB掲載されました。割引率についても、現行のまま延長されます。

令和7年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

※留意事項: ETCカードの「カーナビ」が利用可能な場合、割引率が引き上げられます。大口・多頻度割引の適用対象の10%引き増額については、令和7年3月末日までの予定で実施していましたが、今年、国土交通省より当該制度を令和8年3月末日以降も継続する旨の方針が示されたことから、下記のとおり延長いたします。

自動車1台ごとの1ヶ月の高速道路等の利用額	割引率
5万円未満	10% (20%)
5万円を超え、1万円までの部分	20% (30%)
1万円を超え、3万円までの部分	30% (40%)
3万円を超えた部分	

※10%は、ETC2.0を適用する事業所(ETC2.0に適用される割引率です。)(当該ETC2.0を適用する事業所)に適用される割引率です。 (当該ETC2.0を適用する事業所)

※20%は、ETC2.0を適用する事業所(ETC2.0に適用される割引率です。)(当該ETC2.0を適用する事業所)に適用される割引率です。 (当該ETC2.0を適用する事業所)

※30%は、ETC2.0を適用する事業所(ETC2.0に適用される割引率です。)(当該ETC2.0を適用する事業所)に適用される割引率です。 (当該ETC2.0を適用する事業所)

労基情報 ~2月は化学物質管理強調月間です~



令和4、5年の労働安全衛生法令の改正により、化学物質の自律的管理を基軸とする「新たな化学物質規制」が導入され、令和6年4月に本格施行されました。

それに伴い、対象となる事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種へと大幅に拡大しましたが、化学物質管理の知見が必ずしも十分でない事業場に対しても、広く新たな化学物質規制を浸透させる必要があることから、厚生労働省は2月中を「化学物質管理強調月間」とし、令和6年度は、

正しく理解 正しく管理
水物質と向き合おう

のスローガンのもと、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ります。

事業者の皆様におかれましては、化学物質の把握及び危険有害性等の確認、特定化学物質障害予防規則等の遵守の徹底、ラベル表示・SDS交付及びリスクアセスメントの実施等により、適切な化学物質管理に努めていただくようお願いいたします。

※厚生労働省HP(「化学物質管理強調月間」(2月)を初めて実施します)はこちら



お問い合わせは 倉敷労働基準監督署
TEL:086-422-8177 まで

